

令和4年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会（付託）

令和4年6月29日（水）

〔委員会の概要〕

岩丸副委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【報告事項】

- 県内の新型コロナウイルス感染状況について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルについて（資料3-1，資料3-2）
- 徳島県東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案募集について（資料4）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

この際4点、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。県内の新型コロナウイルス感染状況についてでございます。

さきの事前委員会で御報告させていただいた以降の県内の感染状況について、御説明いたします。6月に入りまして、とくしまアラートに係る指標である茶色の折れ線、最大確保病床使用率は、おおむね10パーセントから5パーセントの間で推移しており、新規感染者数も6月2日の102名を除くと、26日間連続で100名を下回っているなど、小康状態が続いております。

一方で、依然として、児童等利用施設や学校等を中心にクラスターが断続的に発生し、新規感染者数も高止まりが続いていることから、とくしまアラートにつきましては、レベル1、感染観察を維持しております。今後も気を緩めることなく対策を講じることとし、アフターコロナを俯瞰して、感染リスクを下げながら社会経済活動の回復に向け、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の6月27日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援については、表の中ほど最下段1万7,073名の検査を終え、これまでに28名の陽性を確認しております。また、引き続き対策を継続する必要があることから、受付期間を7月21日まで延長することとしております。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査につきましては、延べ1,276店舗からお申込みいただき、コロナ対策三ツ星店は595店舗となっております。当該事業につきましても、受付期間を9月20日まで延長することとしております。

次に、資料3-1を御覧ください。徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアルの概要に

ついてでございます。本マニュアルは、昨年11月の南海地震対策議員連盟勉強会において、災害時のトイレ対策についてお話しいただきました、特定非営利活動法人日本トイレ研究所の加藤氏の協力のもと、策定したものでございます。

まず、目的といたしまして、災害発生時において市町村等の避難所設置運営者が実施する、トイレの確保や環境改善のための取組を取りまとめ、被災者が安心して快適に過ごせる環境を実現し、災害関連死ゼロを目指すこととしております。

次に、位置づけでございますが、国の避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン及び県の災害時快適トイレ計画に基づき、去る3月19日に徳島市との連携により実施した、トイレ対策検証訓練の結果を踏まえ、今回、避難所におけるトイレの設置方法や衛生管理、トイレの快適性などの具体的な運営方法をマニュアル化し、策定したものでございます。

主な内容ですが、本マニュアルは時系列に沿った構成としており、事前対策から、初動期、展開期、安定期といった災害発生からの時間経過に応じ、市町村等の避難所設置運営者が連携して行う事項を整理しております。

今後の取組といたしましては、市町村や自主防災組織などへの周知・啓発、また、9月1日に実施予定の県総合防災訓練におきましてマニュアルに沿ったトイレ運営の実施など、市町村とも連携し、快適な避難所の運営により、災害関連死ゼロの実現に取り組んでまいります。

次に、資料4を御覧ください。徳島東部防災拠点施設（仮称）の管理運営計画に係る民間提案募集についてでございます。

このたび、徳島東部防災拠点施設（仮称）において、指定管理者の公募を見据え、広域物資輸送拠点に関する業務、また、スポーツレクリエーションや子育て支援に関する業務、施設の利用料、収支計画などに関し、民間のアイデアやノウハウを生かした具体的な提案を求める民間提案募集を、去る6月17日から7月22日までの間で実施しているところでございます。寄せられた提案につきましては、有識者などによる審査を経て採用案を決定することとしており、採用案を踏まえ、施設の設置及び管理条例案を来る9月定例会にお諮りさせていただくこととしております。

その後は、速やかに指定管理者の選定手続に着手し、令和5年2月定例会に指定管理者の指定等に関する議案をお諮りしたいと考えております。

民間のアイデアやノウハウを生かした管理運営を実施することにより、発災時は広域物資輸送拠点、平時は、スポーツレクリエーションや子育て支援施設として効果的・効率的な運営を行い、質の高いサービスを提供するとともに、県民の皆様の安全・安心を確保できるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岩丸副委員長

以上で、報告は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

山西委員

私からは1点だけお尋ねしたいと思います。ワクチン接種についてでございますが、先般、県主導のワクチン大規模集団接種で18歳未満のお二人に誤ってモデルナワクチンを接種するというミスが発生したと伺っております。ワクチン接種に対する県民の信頼を大きく損ねる事案であり、極めて重く受け止める必要があると思っております。

そこで、まず、県の大規模集団接種会場で、間違い接種が起きた状況について、どのような事案であったのか、概要をお伺いしたいと思います。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま山西委員から、県の大規模集団接種会場で起きた間違い接種の概要について御質問がございました。6月26日、日曜日に阿南市のスポーツセンターで行っております県主導の大規模集団接種において間違い接種が発生したところでございます。18歳未満の者に対する3回目接種につきましては、ファイザー社製のワクチンのみ認められているところでございますが、今回、15歳の方1名と17歳の方1名、合計2名の方に対して誤ってモデルナ社製のワクチンを接種したところでございます。原因につきましては、被接種者の年齢確認が徹底されていなかったため、このような事案が発生したところでございます。

なお、現時点で2名の方の健康状態に異変がないことは確認しているところでございます。

山西委員

一つ確認したいなと思うのが、ワクチン接種については、本来、市町村の事務だと、私としては認識をしておりますが、この大規模集団接種については、県が実施をしておるという状況があります。今回の事案の責任は、これはもう県にあるという理解でよろしいのでしょうか。

岸ワクチン・入院調整課長

山西委員から、今回、県の大規模集団接種会場で起きた間違い接種の責任の所在というところで質問がございましたが、こちらにつきましては、県が主催者として開催しているところでございますので、間違い接種の責任につきましては、県にあるものでございます。

山西委員

そこが一つ確認をしておきたかったのでよく分かりました。

今回、そのお二人の方のことでございますが、現在のところ健康状態に異変はないという岸課長の御答弁でありましたけれども、やはり御本人は当然ながら、御家族の皆さんも大変心配をなさっているのではないかと拝察をするところでございます。県として、このお二人に対して、しっかりとフォローしていく必要があると考えておりますが、どのように対応していくのか。確認をしておきます。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま山西委員より、間違い接種を受けた御本人の方々に県としてどのようにフォ

ローアップしていくのか、お尋ねがございました。

まず、接種を受けた6月26日ですが、体調に異変はございませんでしたが、大事を取って医療機関に案内し、診察を受けていただいているところでございます。その後も、県としまして、御家族とも連絡を取りながら健康状態に異変がないことを確認しているところでございます。今後につきましても、御家族と連絡を密に取りながら、もし、2名の方に健康状態に異変等が生じた場合には、医療機関を案内するなど、引き続き被接種者の健康観察を行ってまいりたいと考えているところでございます。

山西委員

引き続き、丁寧な対応をお願いしておきたいと思えます。

最後に、再発防止について確認をしておきたいと思えます。今回の事態を重く受け止めて、今後、間違い接種が起こらないようにすることが重要であると思えますが、具体的に、再発防止にどのように臨んでいくのか。お伺いいたします。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま山西委員から、県としてどのように再発防止に取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

まず、委員御指摘のとおり、県としましては、間違い接種につきまして重く受け止めているところでございまして、今後、このようなことが起こらないよう、しっかりと再発防止に努めてまいりたいと考えております。

具体的な取組にございましては、県内4か所全ての大規模集団接種会場におきまして、まず、来場者が接種要件を自分でも認識できるように、年齢や接種間隔の接種要件を会場入り口に大きく掲示すること。また、来場者には本人情報の確認、氏名や生年月日等を確認しておりますが、こちらのタイミングで年齢についてもしっかり聞き取りをすること。また、受付や予診のタイミングにおいて、紙の形で作ったチェックリストを使用しまして、そちらでも改めて接種要件をしっかりと確認する。こちらの取組を実施して、接種要件の確認について今後徹底してまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。今後とも、気を引き締めて再発防止を徹底した上で、ワクチン接種に取り組んでいただきますように、お願いをして、私の質問を終わります。

梶原委員

今日は、この快適トイレをどのように進めていくかという方向性が出ましたけれども、私も避難所に関連する質問をさせていただきたいと思えます。まず、現在、県内でこの避難所に指定されている小・中学校、また高校の体育館のエアコンの設置の状況と、Wi-Fi環境の整備について、現状どうなっているのか。教えていただきたいと思えます。

矢田教育次長

梶原委員から、避難所に指定されている小・中学校、高校等の体育館におけるエアコン

とWi-Fiの整備状況について御質問がございました。

まず、県立学校につきましては、避難所となっている体育館について、高校が29棟、特別支援学校5棟となっております。そのうちエアコンの設備がある体育館は3棟、その内訳は鳴門渦潮高等学校、徳島中央高等学校、徳島視覚支援学校、徳島聴覚支援学校となっております。さらに、脇町高等学校の小体育館で空調の設備がございます。

また、Wi-Fiにつきましては、避難所の指定の有無にかかわらず、県立学校の全ての体育館で整備されております。

次に、市町村の分ですが、小・中学校の体育館につきましては、約230棟ございまして、その大部分が避難所となっております。そのうちエアコンの設備がある体育館は6棟となっております。また、Wi-Fiにつきましては、約230棟のうち、約半数に整備されておると聞いております。

梶原委員

分かりました。数字をお聞きしたら、まだまだこれから拡充が必要なのかなと思います。今後の小・中学校は、ちょっと分からないと思うんですが、県立高校に関しては、今後の整備の方向性について教えていただきたいと思います。

矢田教育次長

県立学校の体育館の空調につきましては、快適避難所空調設置モデル事業や、新型コロナウイルス感染症対策も視野に入れた新しい生活様式に対応した学校空調モデル創出事業により、3棟の整備を行ってまいりました。今年度は、モデル校の運転実績によるランニングコストなどの検証を行っております。引き続き、県立学校への横展開についても検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、小・中学校についても、お答えさせていただきます。

市町村におきましては、それぞれ財政的な課題もございますので、体育館の空調につきましては、各首長さんの判断によりますが、既に問合せのありました市町村におきましては、設計情報等について県から情報提供を行っております。今後とも市町村における体育館の空調の整備促進につながるよう、本年度県で実施しておりますランニングコストなどの検証結果も含め、情報提供や技術支援を行ってまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。それと、国府支援学校の建て替えが予定されていますけれども、こちらのほうはどういう計画になっていますでしょうか。

矢田教育次長

現在、国府支援学校につきましては、教室不足等を解消するというところで、本校舎の設計を進めております。今後、体育館につきましても、設計を進めることとしておりまして、その中で空調につきましても検討してまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。まだまだこれからだと思うんですが、しっかり進めていっていただきたいと思います。特に、国府支援学校につきましては、様々な障がいを抱えられたお子さんがおられまして、この避難所には住民の方も避難されるわけですが、Wi-Fiの環境整備を、子供たちにとっては非常に大事なことですし、また、災害時の活用としては非常に大事な点がございますので、しっかり進めていっていただきたいと思います。

私も、去年の決算認定委員会でもこのことを申し上げましたけれども、東日本大震災の時に、津田小学校が避難所になっておりまして、そこが閉まったのが、大体12時半とか、1時ぐらいだったと思うんです。ずっと私も詰めておりまして、その時に、暖房器具がなかなか用意されていなかったりで寒くて、また、皆さん、いつ帰れるのかなど。市の担当者の方が来られているんですが、いつ帰っていいんですかとかいう情報を得ることがなかなか難しく。とにかく皆さんは情報が欲しいということで、この津田小学校の敷地内にある津田幼稚園にテレビが据えてありまして、そこが唯一の情報源だった。とにかく、今はこのWi-Fi環境が整っていれば、スマホやパソコンでしっかりと情報が取れますので、その点は、避難所の機能強化ということで、国もしっかり進めていますので、県も積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

それと、これは洪水関係なんですけど、洪水のときの河川の水位観測、これに特化したこの危機管理型水位計という水位計の設置を、今、国土交通省が進めております。今年の3月時点で、全国の中小河川の約9,100か所に設置をされているということで、徳島県では吉野川と那賀川水系で進めてきているということを知っていますけれども、現在の県の管理河川での設置の状況を、まず、教えていただきたいと思います。

西岡河川整備課長

ただいま梶原委員から、県管理河川における危機管理型水位計の設置状況について御質問がございました。

本県では、これまで園瀬川や海部川など、洪水により甚大な被害が想定される57河川、109か所での確な避難行動、円滑な水防活動が実施できるように、従来型の水位計の整備を進めておりまして、徳島県水防情報のホームページで水位を公開してきたところでございます。

また、梶原委員お話の危機管理型水位計につきましては、平成27年9月、関東東北豪雨等で水位計が設置されていない中小河川におきまして、避難の状況判断ができずに、被害が拡大したということもございまして、国土交通省が中小河川に導入しやすいように、洪水時の観測に特化した省スペースで低コストな水位計を平成29年12月に開発したものでございます。その時は、国が危機管理型水位計を推奨していたということもございまして、本県におきまして、これを受けまして、より細かく水位を把握し、住民の早期避難につながるために、浸水実績がある河川、それから重要水防区域や要配慮者等利用施設などがある重要な施設が近接してある河川につきましては、51河川、53か所に設置をしたところでございます。

従来型の水位計と合わせまして82河川、162か所で、現在、水位を公開しているところでございます。

今後とも、気候変動に伴い、増大する水害リスクを迎え撃つため、洪水を安全に流すた

めのハード対策は元より、住民目線による防災情報の充実強化を図り、安全・安心を実感できるように、県土強^{きょうじん}靱化を一段と加速させてまいります。

梶原委員

53か所ということで、かなり設置はされているんだなということが分かりました。

この危機管理型水位計の推進は、最近、国土交通省も力を入れ始めているということで、これは10分ごとの水位が、パソコンとか、スマホでリアルタイムで確認ができるということで、先ほど西岡課長もおっしゃっていたように、避難遅れ、水防とか、非常に有効だということだったんですけれども、これはまだまだ知らない県民の方がほとんどなんです。この危機管理型水位計の今後の周知については、どのように考えられているのか、教えていただきたいと思います。

坂本砂防・気候防災課長

ただいま梶原委員より、危機管理型水位計の周知方法についての御質問を頂いております。危機管理型水位計などの防災情報に関する県民の方々への周知方法につきましては、これまでも自主防災組織などを対象にした防災出前講座や、防災センターや県庁のすだちくんテラスでの啓発パネル展など、あらゆる機会を捉え周知しており、今後は更にファミリータイムラインの作成支援のために開催するワークショップなどで、御自宅や職場から最寄りの防災情報を確認していただくことにより、避難の実効性を高めたいと考えております。

梶原委員

分かりました。しっかりと周知を進めていただきたいと思います。

この県のホームページ、皆さんはなかなか見られないので、この徳島市内だと、全戸配布されるハザードマップに記載を進めるとか、今後は、市町村ともしっかり連携をしていただきたいのと、この設置の基準が様々あると思うんですけれども、徳島市内だと、もう中小の河川が入り組んでいまして、地震が起こったときに、この津波のバックウオーターで、わっと水があふれてくるんじゃないかと、そういう心配もされている方も多いので、この氾濫の危険性のある中小河川では、より積極的にこの設置の拡充を検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、2点だけお伺いしますけれども、コロナ後遺症の関係です。今、県でコロナ後遺症の相談窓口が展開されていると思うんですけれども、現在の相談者数の推移と、今、県内で2か所、このコロナ後遺症の外来があるんですか。そちらの診療とか、相談体制は十分に機能しているのか。ちょっとその辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

梅田感染症対策課長

ただいま梶原委員から、後遺症に対する県の相談対応や、専門外来における受診の状況について御質問いただきました。県におきましては、本年の4月1日からコロナ後遺症専用の相談窓口を設置いたしまして、24時間体制で新型コロナウイルス感染症の一般的な相談窓口と一体的に運営しているところでございます。相談窓口では、相談者の方から、具

体的な症状や体調に関する相談をお伺いいたしまして、一人一人の症状に応じて相談対応に当たっているところでございます。

相談実績でございますけれども、4月1日から6月27日までで99件の相談をお受けいたしまして、御相談いただく症状といたしましては、せきが最も多く、喉の痛み、発熱、息切れ、味覚・嗅覚障害、けん怠感、胸の痛み、鼻汁と続いている状況でございます。

また、症状に応じまして、2か所の民間の医療機関が設置しております後遺症外来とか、後遺症の診療に御協力いただきます県内117か所の協力医療機関を御案内しております。例えば、けん怠感やせきがあるといった場合には内科、味覚・嗅覚障害でございましたら耳鼻咽喉科、脱毛という症状がありましたら皮膚科といった形で、症状に応じた受診の案内につなげているところでございます。

あと、専門の医療機関の状況ということで御説明させていただきますけれども、県内で後遺症外来を設置している2か所の民間の医療機関と連携させていただいております。後遺症の状況を把握している状況でございます。年代的には、20から50歳代の方、症状といたしましては、せき、けん怠感、微熱で受診される方が多いといった状況。その他の症状といたしましては、味覚・嗅覚障害、鬱などの症状で受診されておまして、二つの医療機関を合わせますと、月20から30名ほどの方が受診されていると伺っているところでございます。こういったことから、県といたしましても、後遺症外来、民間の協力医療機関とも連携しながら、後遺症の実態把握に努めるとともに、後遺症で悩む方にしっかり寄り添って支援をしてまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。99件ということですが、やはりなかなか人にも相談しづらくて、氷山の一角だと思うんです。最近、私コロナにかかっている、ちょっと調子が悪いんだとかいうお話も聞いたりします。一人でこの不安とか、孤独感を感じられている方も結構おられるようですので、しっかり24時間相談体制を敷いていただいて、本当に感謝申し上げますけれども、また、しっかり頑張ってくださいと思います。

最後に、これから、このワクチンの4回目の接種が行われる予定なんですけれども、5月に聞いた時点では、医療従事者と高齢者施設の職員は接種の対象者から外れているとお聞きはしているんですが、現状についてお伺いしたいと思います。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま梶原委員から、4回目接種についての接種対象者についてお尋ねがございました。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化しやすくなっているところがございます。海外では4回目接種が既に始められておりますが、それで得られた治験におきましては、感染予防効果は比較的短期間しか持続しなかった一方で、重症化予防効果は少なくとも6週間低下しなかったものとする結果でしたり、また、60歳以上につきましては、接種から約2か経過した後の感染予防効果が29.2パーセントまで低下した一方で、入院や死亡の予防効果につきましては86.1パーセントと維持されて、低下せず保たれていたというような報告がございます。このような海外にお

ける4回目接種に関する治験ですとか、諸外国の対応状況などを踏まえまして、3回目接種までは感染予防に重きを置いておりましたので、コロナに触れる機会の多い医療従事者ですとか、また高齢者施設の職員ですとか、高齢者に感染させてしまうようなリスクを持っている方々を優先的な順位の接種対象者にしていたところですが、今回4回目接種につきましては、感染予防効果は低い一方で、重症化予防効果が高いということで、感染した場合の本人の重症予防効果を目的としているところがございます。60歳以上の方や60歳未満だけでも基礎疾患がある方などを今回対象にされているところで、4回目接種につきましては5月25日から開始されているところがございます。

梶原委員

分かりました。重症化予防効果のための4回目のということなんですけれども、医療従事者とか、高齢者施設の職員さんは、感染リスクを負いながら働かれていますので、今回この対象から外れていることには疑問の声があるということも聞いておりますので、今後は、国の動向も見ていきたいと思えます。また、徳島県内の関係機関としっかり情報共有しながら、事故のないように行っていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

東条委員

関連して、コロナ感染症についてなんですけれども、大分本当に少なくなってきたということで、今、梶原委員も言われたように、4回目のワクチンということですが、3回目のワクチンは、県民のどのぐらいの方が打たれていたのか。ちょっと教えていただけますか。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま東条委員から3回目接種の県内の状況についてお尋ねがございましたが、3回目接種の県内の状況につきましては、6月27日（月）時点のデータでございますが、徳島県内の人口比で63.6パーセント、数にして46万7,403人の方々に既に接種いただいているところがございます。

東条委員

今度、この4回目の接種というのは、先ほど梶原委員が言われたんですけれども、60歳以上と基礎疾患を持っている方は、徳島県内ではどのぐらいの人数がいらっしゃるんでしょうか。

岸ワクチン・入院調整課長

東条委員から4回目接種の対象となる60歳以上の方や基礎疾患を有する方の規模感についてお尋ねがございましたが、本県におきましては、これらの対象者につきましては、約26万人という数字が見込まれているところがございます。

東条委員

そうしたら、この26万人に対して、先ほども大規模集団接種のお話が出ましたけれども、これまでどおり県としても大規模集団接種に取り組まれるのか、また、それはいつぐらいの時期に実施するのか。教えていただけますか。

岸ワクチン・入院調整課長

東条委員から4回目接種の県内の体制につきまして、御質問がございました。

まず、4回目接種につきましては、5月25日から接種可能となっておりますが、本県においては、まず、予防接種法上の実施主体である各市町村におきまして、順次接種が開始されているところでございます。県につきましても、接種を希望する方々へ接種機会をきめ細やかに提供するため、県主導の大規模集団接種会場で4回目接種を受けられる体制を整えているところでございますが、7月、8月におきましても、引き続き県内4か所の会場を設置し、4回目接種を受けられるようにしているところでございます。

東条委員

先ほど梶原委員からも4回目の効果というお話がありましたが、私も3回目のときにモデルナを打ちましたけれども、38.3度ちょっと熱が出たんです。4回目は打たなくていいんじゃないかというようなお話をいろんな方から聞くんです。人数的にも少し減るのかなというふうに思うんですけれども、そういう効果の問題をもうちょっと分かりやすく言っていただいたら。重症化はしないというお話でございましたけれども、その点については、周知みたいなものはされているんでしょうか。

岸ワクチン・入院調整課長

ただいま東条委員から、4回目接種の効果、重症化予防効果について県として広報しているかという御質問がございました。県としましては、4回目接種の効果につきまして、例えばチラシですとか、もちろんCM、あと県のホームページ、あらゆる媒体を活用して周知を図っているところでございます。一方で、副反応につきましても、正しく啓発し、周知しているところでございまして、それら両方の情報を踏まえて、希望する方に接種をしていただけるような体制を整えているところでございます。

東条委員

分かりやすく説明、周知をしていただけたらと思います。

それと、今、すごく暑くなってまいりましたので、やっぱりこういうふうにマスクをしているんですけれども、熱中症の問題も、すごく今、言われているんですけれども、県としてどのような対策を考えられているのか。教えていただけますか。

梅田感染症対策課長

ただいま東条委員から、コロナ対策を踏まえた熱中症予防について御質問いただきました。厚生労働省におきましては、令和4年6月21日に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防についての事務連絡を発出しております。その中で、新型コロナウイルス感染症の感染対策といたしまして、マスクの着用は引き続き重要であるものの、夏季

の高温や多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクを高めるおそれがあり、特に、屋外での散歩、ランニング、通勤・通学等、屋外での活動において、マスクを外すこと。あと、屋内におきましても、人との距離を2メートル以上確保でき、会話をほとんど行わない場合、マスクの着用は必要ないとし、マスクを着用する場合もエアコンや扇風機、換気などで温度や湿度を調整し、暑さを避け、水分を補給するよう呼び掛けているところでございます。こういったことを踏まえまして、厚生労働大臣も6月25日、閣議後会見におきまして、気温が上がり、湿度が高いこの時期は熱中症のリスクが高まるといたしまして、屋外での活動において近距離で会話をするような場合を除きまして、例えば、徒歩、自転車での通勤・通学や散歩やランニング、ラジオ体操といった運動時には、マスクを外すことについて呼び掛けられたところでございます。

東条委員もおっしゃったように、梅雨明けということで、厳しい暑さが、今後、恐らく続くことが予想されますので、県といたしましても、関係機関と連携しながら、しっかり周知に努めまして、県民の皆様の健康と命を守ってまいりたいと考えております。

東条委員

先般も熱中症で亡くなったというような報道もされていたんですけれども、子供たちへの対策というのは、特に、必要かなと思うんです。特に、小学校の低学年の子供というのは、マスクをしていて、とてもちょっと心配なんですけれども、学校に対しては何か対策的なものは考えられているんでしょうか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま東条委員から、学校におけるマスク着用についての御質問がございました。学校における児童・生徒のマスクの着用につきましては、5月24日に文部科学省から通知文が出されておきまして、その中で、身体的距離が十分確保できるときは、マスクの着用は必要ないこと。気温、湿度、暑さ指数が高いときは、熱中症のおそれがあるため、マスクを外すこと。体育の授業等ではマスクの着用は必要がないことが示されております。

県教育委員会では、この通知内容を各学校及び市町村教育委員会に周知し、各学校における適切な対応を要請したところでございます。

特に、委員御指摘のとおり、小学校低学年など自分でマスクを外してよいかどうかの判断が難しい年齢の子供には、積極的に声を掛けて指導することが必要とされておりますので、今後、気温の上昇により、児童・生徒の命に関わります熱中症の危険があるとされております体育の授業や登下校、また、運動・部活動といった場面では、マスクを外すことの適切な指導が行われますように、引き続き各学校及び市町村教育委員会に対して要請してまいりたいと考えております。

東条委員

梅雨が明けたということで、これから本当に厳しい暑さにますますなってくると思います。熱中症とか、脱水症状に気を付けていただくように、啓発、周知というのを本当に徹底していただくようお願いをして、質問を終わります。

庄野委員

私から防災の観点から質問させていただきたいと思います。

最近、各地で地震等々が発生しておりまして、徳島県でも、大きい小さいはあるんですけども、何度か起こっております。そういう意味では、南海トラフ巨大地震や津波が来る確率というのは、かなり高くなってきているなという気はするんですけども、私は避難所のことについて、少しお聞きしたいと思います。避難所は、市町村も含めて、かなり綿密に避難計画、避難所の設置等々が行われていると思います。人の避難というのが一番大事なことは言うまでもないんですけども、私は、ペットとの同行避難のことについてお聞きしたいなと思います。

ペットの対策について、私どもの新風とくしまの会派で、ペットの災害対策に関する調査ということで、公益社団法人徳島地方自治研究所に調査依頼をいたしまして、その成果が今年の3月に、成果の報告がございました。それで、先日も徳島新聞が4月16日に、災害時のペットの受入れの避難所ということで報道されたんですけども、ペットの同行避難ということに関しては、県が求める施策に、市町村の取組がまだ十分でないというふうな報道もされておるんですけども、そこで、まず、災害時におけるペットの対策について、県の取組についてお聞きしたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいま災害時におけるペット対策に対する、県の取組についてという御質問を頂いております。

まず、環境省では、これまでの災害を教訓にしまして、平成30年に人とペットの災害時対策ガイドラインを策定しまして、避難所での受入れやボランティアとの連携、支援・受援体制の整備等、対策が示されました。

一方、県におきましては、災害時の課題でありますペット対策に対しまして、平成29年に環境省と共催しまして、全国で初めてとなる災害時のペット救護の広域連携モデル図上訓練を実施し、災害時のペット対策に係る課題抽出と検討を行ってまいりました。これを踏まえまして、市町村におけるペット対策推進のため、毎年開催しております動物愛護管理実務者会議におきまして、市町村の防災担当者にも御参加いただき、ペットに係る問題、課題について協議を継続的に実施し、さらに、本年3月には県における取組を示します災害時におけるペット対策ガイドラインを改定いたしました。

さらに、動物愛護管理センターの譲渡交流拠点であります、きずなの里におきましては、ペットフードの備蓄を行っており、災害発生時には譲渡拠点施設や一時的な迷子動物の救護シェルターとしても利用できるよう災害発生に備えた準備を行っております。

庄野委員

先ほど今年の3月に改定した災害時のペット対策ガイドラインというのも、事前に頂いております。改定したということがございますけれども、特に、ペットの同行避難に向けた取組というのは、動物愛護の観点というのももちろんなんですけれども、飼い主にとっても家族同然、家族と一緒にいる、本当に大事な大事なペットでございます。被災者の心のケアの観点からも、非常に重要な視点であると認識していますので、今回のこのガイド

ラインの改定の内容について、少しお聞きしたいと思います。

都築安全衛生課長

ただいまガイドラインの改定内容について御質問いただいております。改定の主な概要につきましては、まず、飼い主向けと自治体向けに分けて、平常時の準備及び災害時の行動や避難場所におけるペットの取扱い等を具体化しまして、チェックリストを追加するなど、できるだけ分かりやすく明記しております。

まず、飼い主向けの内容につきましては、同行避難を前提としまして、ペット避難時の持参物品の例示、飼い主のあらゆる被災状況を想定した避難フロー図を明記するなど、飼い主が被災時の行動について想像しやすく、準備しやすいように記載いたしております。

さらに、避難所以外の場所での同行避難についても例を明記し、同行避難以外の選択もあることを想定しまして、注意点を説明しております。これに加えまして、避難所を運営する市町村に向けてペット同行避難者の受入れと、避難所での対応について注意点をリスト化しまして、市町村が運用しやすくすることで、避難者に対してスムーズに対応できるように改定しております。

今後につきましては、市町村に対しまして、避難所でのペット受入れのための体制づくりや同行避難可能な避難所等の積極的な公開などについて、実務者会議や市町村長会議の場において周知・啓発を進めることとしております。

また、いざ災害が発生した際に、飼い主が落ち着いて行動できるよう、市町村と連携しながら、飼い主へガイドラインの周知に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

先日、報道されました公益社団法人徳島地方自治研究所が実施した調査によりますと、昨年6月の時点で、7町がペット受入れ可能な避難所を整備していなかったということが分かりました。また、受入可能な避難所を設けている他の17市町村でも、避難可能な施設名を公表しているのは、2市町のみとの結果でした。一方、飼い主への調査では、7割が避難所への同行避難を希望しておりますけれども、9割が具体的な避難施設名を把握していないといったような状況でした。まず、市町村が同行避難可能な避難所を作っている、実際に、ペットを飼っている方がどこの避難所へ行けば大丈夫なのかということが、十分周知されていないという状況がございますので、今後、県はペットとの同行避難について、市町村とのお話も十分必要だと思うんですけれども、どのように進めていくのか。お伺いしたいと思います。

都築安全衛生課長

民間調査によりますと、徳島県では、3世帯に1世帯の割合でペットを飼育しているとされておりまして、もう既に家族の一員となっていることから、災害時に避難する際に、ペット同行避難について、また避難所におけるペットの飼育について対策を講じる必要性があるということは十分認識しております。

このような状況の中、委員御指摘のとおり、避難所で受入可能とする市町村がある一方、受入れ不可とする市町村もある状況でありまして、災害時のペット対策については、

継続して市町村と連携しまして、理解を浸透させる必要があると考えております。

今後、災害時のペット同行避難につきましては、県民が考えていただくきっかけづくりとしまして、地域・市町村で行われております災害訓練でも周知・啓発を図りながら、さらに、本年9月1日に行われる県総合防災訓練におきまして、動物愛護に係る災害協定を締結しましたイオンペット株式会社と共同しまして、防災関連の啓発物資の展示やペットの同行避難訓練を行うことと予定しております。これからも市町村やボランティアと連携をとりながら、このような訓練を継続して実施し、避難所におけるペット対策がより具体性、実効性を高められるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

県の取組について、詳しく教えていただきましてありがとうございました。

人命というのが一番でありますけれども、大規模災害発災後、避難所等々でも、うちのペットはどうなっているんだろうかと、東日本大震災なんかでも、大きくクローズアップされました。その後の被災した所でも、ペットをどうしたらいいものだろうかと。本当にペットは家族と一緒にですから、必ず動物、ペットとの同行避難ということが、重要なこととしてクローズアップされると思いますので、今後、県の防災訓練でも、ペットの同行避難への理解を深めていただくとのことでしたけれども、さらに、地域における防災訓練にも積極的に御参加いただいて、きめ細やかに啓発活動を行っていただければと思っております。

そして、これらの取組によって、飼い主がペットと一緒に迷わずに避難できるように、ペットの同行避難について、より一層、準備を進めていただきますように、お願いを申し上げます。

西沢委員

まず、エレベーターの件なんですけれども、前もちょっと言ったことがあるんですけども、より詳しくちょっと。まず、エレベーターの県内の全台数は、この前もらった資料によりますと3,440。令和4年3月31日時点となっていますけれども、その中で地震が発生したときに最寄り階で止まるという地震時管制運転装置が設置対象とされているのが2,751台。そしてエレベーターの昇降の長さが7メートル以内とか、そういうふうにいるいろいろ基準で設置対象外になっているのが689台となっております。まず、ここからいきます。設置対象外というのは、昇降行程が7メートル以下の乗用寝台用エレベーター及び荷物用、乗用で、民間、市町村、県がいろいろ持っているものなんですけれども689台。これは途中で止まることはないんですか。地震が発生したときに。

早澤住宅課建築指導室長

西沢委員から、設置対象外のエレベーターについて、停止するおそれはないのかという御質問でございますが、機械である以上、停止する可能性は高いと思われまます。

ただ、法律上でいいますと、対象外は2階建て程度なので、最寄りの階が近いということもあり、法律上は除外されているという状況でございます。

西沢委員

ということは、地震で止まったときは、誰が救助するんですか。

早澤住宅課建築指導室長

救助は誰がするのかという御質問でございますが、基本は、建物所有者あるいは、そのエレベーターメーカーが救助に向かうということになると考えております。

西沢委員

この設置対象外ですけれども、各市町村はかなりばらついているんですね。だから、徳島市内だけにあるというものではありません。結局、それらが途中で止まったときに、誰が助けにいくという決まりがないと、できないんじゃないですか、このままだったら。メーカーじゃなかったら、これは動かさないでしょう。幾ら1階から2階の間で止まったと言っても、エレベーターを動かすのは、多分各メーカーとなっていますよね。これだけ考えても、対応できないんじゃないですか。国はそのときにどう対応しろという話で決まっているんでしょうか。

早澤住宅課建築指導室長

国の対応状況についての御質問でございますが、現在、国としましては、定期点検時における装置の周知、あるいは安全マークや、地震時管制運転装置という、地震が発生した場合に、最寄りの階に自動的に停止する装置の普及、あるいは非常用防災用品が入った防災キャビネットの普及などを進めているところです。

また、国の考えを受け、県からは、メーカーに対し、エレベーター所有者あるいは管理者向け研修等の要請も行っている状況でございます。

西沢委員

研修すれば、例えば、ビルを持っている人、管理している人が動かせるんですか。

早澤住宅課建築指導室長

具体的な研修内容を全ては把握しておりませんが、メーカー側に聞くと、やはりかなり専門的な機械なので、ある程度の範囲は指導できると思いますが、二次被害、死亡事故等の発生のおそれがありますので、所有者や管理者が動かすことは十分注意が必要と考えています。

西沢委員

十分注意という程度で収まるものじゃないんじゃないですか。例えば、途中で止まりました。この研修受けた人が、何とか動かさないかん、動かしました、おかしくなりました、亡くなりました。この責任は誰にあるのか。

早澤住宅課建築指導室長

責任についての御質問でございますが、その状況により、様々なケースがあると思われ

ますので、誰が責任かということに対して、今、お答えはしかねます。

西沢委員

幾ら階が低いといっても、やはりちゃんとそれを緊急に動かせるという対策、やり方というのを、この対象外の分も含めて、本当はやらなければいけないのではないですか。私は今までは対象内のもので、ちょっと考えておったけれど、対象外も含めた中での同じような動かすやり方、救助のやり方を、ちゃんと決めなければいけないのではないかなと思うんです。対象内の中では、地震時の最寄りの階で止まるということですね。それがあつものとなつものというのがありますね。装置がないものが60パーセント、装置があるものが40パーセント、装置がないものが1,662台、県内、市町村にもばらけています。だから、徳島市内だけじゃないんです。メーカーといつても、メーカーの人は多分、数人ぐらいいかないでしょう。徳島市内で支店があつてですね。そんな人らが、エレベーターの中で天板を蹴つてそのとき電話を取つて、対応できるといつたつて、時間とか、そんなところによつたら、かなりの台数があるけれど、そういう電話だけでは対応しにくいんじゃないですか。今のままだつたら、1,662台、装置がなしの中で、途中で止まるものが、どれだけあるか分かりませんよ。日にちとか時間とか、そういういろんな条件が重なるんでしようけれども、最悪の場合は、かなり昼間の混み合つたときなんかあります。

装置がある分40パーセント、1,089台、これは何とか最寄りの階に止まるという形になっていますからいいんですけれども、装置のない分が1,662台というのは、やっぱり途中で止まつたときに助ける方法論をちゃんと決めておかなければならない。メーカーの人が方向性を決めると、例えば、現場の人が訓練したときに、ビルを持っている、管理している人が動かすといつても、メーカーの人と話し合いしなかつたら動かさせませんよね。メーカーの人と連絡は取れますかというところから始まりますよね。たくさんあれば、順番が回つてきませんよね。

海部郡のほうだつたら、10分以内に津波が来るとかいうたら焦りますけれども、徳島市内でも30分、40分の中で、それでいけばかなり急ぎます。電話を待っていたら順番が回つてきませんよ。そういうことを踏まえた中で、現実的にどうすればいいかということ、ちゃんとやつていかなかつたら、大きな地震が来たときは大変なことになります。何日たつても動かして来てくれないという現状、やり方だつたら、そう私は思います。それをいかに早く動かせる体制にするかという検討をちゃんとしなければいけないのではないかな。やり方がないのかといつたら、そうでもないと思うんです。私が考えた中でもやり方はいろいろあるんじゃないかなと思うんですけれどもね。どうも、そのやり方を、今、決まていないんじゃないですか。いかがですか、今のままでいいんでしょうか。

早澤住宅課建築指導室長

現在の救出体制等についての御質問でございますが、昨年の2月に、西沢委員からの御提案を受け、直ちに、令和4年3月にエレベーターメーカーあるいは消防関係機関、市町によるエレベーター閉じ込め対策等の意見交換会を開催しております。その中で装置が未設置のエレベーターについて、また、発災時の課題あるいは体制づくりについて、情報共有を行つてきたところでございます。

西沢委員

事は急ぎます。ですから、いつまでも検討しますというのでは駄目なんですよ。私が考えるのは、例えば、エレベーター会社と連絡するときに、さっき言ったように、なかなか順番回ってこないでしょう。例えば、南海トラフ巨大地震がもし発生したとします。そのときに被災地は混み入っていますよね。被災地外のメーカーのいろんな支店がありますよね、全国に。そんな人たちは一応空いていますよね。だから、衛星電話なんかで、その人たちと直接、そのエレベーター内の人が連絡が取れば、かなり人間がいますよね、全国だったらね。だから、かなりスピード感を持った対応策ができるんじゃないですか、一つはね。衛星電話は誰が持つんだとなってくると、例えば消防が持っていたりして、それを現場に持っていくとか、そういう何か、エレベーター内の人との連絡を取る一つにしたって、やり方があるんじゃないかなと、もっとね。

それから、動かすんじゃなくても、メーカーの徳島支店の人がですね、徳島県内のエレベーターが止まったら、先ほど研修というのもありましたけれど、電気とか、機械とか、そういう免許を持っている人、エレベーターをどうにかできるという力がある人に研修してもらおう。このエレベーターはこの人たちがやる、この地域だったら、この人たちがやるんだという、常日頃の研修方法を、ビルの管理会社だとか、ビルの人とかじゃなくて、そういうきちんと技術を持った人に訓練してもらって、その地域をまさかのときに代行してやってもらう。

そして、さっき言いましたように、責任です。この人たちにまさかのときの責任を負わせるわけにはいきません。だから、その責任を取るのはどうするんかというのは、やっぱり国と話をして決めないといけないではないですか。そういうふうに、きちんと全てを考えて、きちんと段取りする。助ける方法をもっときちんと確立というのは、やってもらいたいとこの前言ったんだけど、それをまた検討中うんぬんでは遅すぎます。早くそういうことを話すなり、電気とか、機械の協会の中で話をして、助ける体制づくりを早急にしてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

早澤住宅課建築指導室長

体制づくりを急ぐべきではないかという御質問ですが、確かに、待ったなしの地震の状況、発生状況になっておりますので、早急な対応は非常に大事と考えております。

昨年3月にエレベーターの意見交換会を開きまして、大手メーカー、あるいは自治体から様々な意見が出たところです。

その中でも、実現性の話もあり、様々な難しい課題が分かってきたという状況があります。今後、それぞれの立場でできること、あるいは連携してできることについて、早急に検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

是非、早急に、本当に、できるだけ助けられる方法論を決めて、これは国にも提言してほしいです。今の状態だったとしたら、今まで4時間幾らというのがあるんですか、どこかで。東日本大震災ですか。何かでこの4時間幾ら、最長か何かありましたけれども、こ

れが起こったら何日でも応援部隊は来ません。そうすると、三、四時間ぐらいで、例えばトイレに行きたくなる。当然、私だったら1時間半ぐらいで。人によるけれども、特に女性などは、大変になるんです。男性もそうやけど、そうすると、気分が悪くなって、倒れてしまいます。例えば半日とか、1日でそうなると思いますけれども、何日間も来ない。ずっと来ないときもあり得ます。今の南海トラフ巨大地震だけを考えても。だから、こんなことでいいのかなと思いますね。

だから、早急に徳島版を作って国に提言して、アピールしてほしいですね。多くの人を助けるように頑張してほしいなと思います。いかがですか。

早澤住宅課建築指導室長

大阪府北部地震の事例においては、かなりの台数でエレベーターの閉じ込め事故は発生しております。

ただ、3時間以内に、約8割、87パーセントが救出を完了しております。また、最近の千葉県北西部地震におきましても、約3時間以内に全件救出できているというような状況になっておりますので、ある程度、閉じ込めというのは発生するという前提の下に、防災キャビネットは、水あるいは食料、懐中電灯、簡易トイレ等が装備されておりますので、救出を待つという方面からも整備を進めていきたいと考えております。

西沢委員

多分、それはラッキーです。面積が小さいとか。南海トラフ巨大地震なんかいったら、面積が非常に大きいです。田舎のほうもありますよ。市内だけ違います。市内だけ、都内だけというのであれば、何とか行く人も多いし、応援部隊も来ますよね。でも、広範囲な地震関係にあったとしたら、そんなわけにはいきません。だから、今まで起こって、数時間で行けたというのはラッキーです。まだ、そういう起こり方としてはね。

だから、最悪の場合というよりも、普通で考えても、南海トラフ巨大地震で起こったとき、中規模以上で止まってしまうときには大変ですよ。考えれば当たり前じゃないですか。これ、もう一つ、地震計が設置されていますよね。地震時管制運転装置というのは記録されているんですか。地震の大きさが、幾らぐらいで、それが止まるんですか。

早澤住宅課建築指導室長

通常のエレベーターですと、震度5弱だと記憶しております。

西沢委員

それは記録されていますか。震度5弱だったら止まったとか。4だから止まっていないとかいう、何か、地震計で止まったというのは分かるんですか。ここは6だったとか、5強だったとかいう、何か分かるんですか。

早澤住宅課建築指導室長

機器の中の装置の感度として、震度5弱で管制運転装置が作動し、6秒以内に最寄りの階にかごを運んで行くという装置になっております。

西沢委員

牟岐地震、あの時に、あるところが、水門なんか止まらなかったんです。牟岐は5弱だったかな。結局、それはそのときの場所にもよるんです。その場所で、要するに、この地域が5弱、5強、6というても、その中で、その地域地域で違うんですよね。揺れる程度が、場所場所ですね。だから、このエレベーターの地震計が本当に正しいのかどうかというのは分からないというか、そういう意味においては。地域地域で違うのだから。この地震計というのは、5弱で安全に止まる、作動する。作動するというのは、この地震計そのものの、例えば管理、常日頃管理すると言っていますけれど、管理できるんですか。本当にこれで合っているかどうかというのはよく分かんないので、何かそういう疑問点が過去にあったんですか。

早澤住宅課建築指導室長

地震計の感度などのメンテナンスの御質問だと思いますが、標準型では震度5弱以上という設定となっております。メーカー、機器により、その設定を変更できるのか分かりません。

ただ、エレベーターというのは保守点検業者が必ずおり、毎年定期的に報告するということが法律で決められておりますので、そのあたりも含めまして、メンテナンスはきちり行われているものと考えております。

西沢委員

この地震計によって、その場の震度が記録されたら、全体的にその地域でのどこそこの地点でどれだけだったというのを、全部残せる。だから、そんなことができたらいいなと思ったんだけど、なかなか記録はされていませんよね。記録されるのであれば、こういう形で、全域がどのくらいの震度だったというのは把握できて、それがまた次に生かせる。この地域で震度5強だった。でも、震度5強でもこの中のここはちょっと弱かった。もっと強いというのが、全体的に把握できるんだったら最高ですけどね。ここまでソースのあれやないかも分からないけど、そんなものができたら最高やなどこれは思いました。

それから、ちょっとこんなものができないのかなと思うことですが、ゴルフ場との防災の協定などは結んでいますか。ちょっと考えたのですが、ゴルフ場っていうのは、食堂とか、シャワーとか、風呂、トイレ、広い土地、それからいろいろもろもろあります。非常用電源も付いてるのではないかな。まさかのときは、ここに仮設住宅を造って、しばらく居られるいう形をとれるのであれば。また、災害のときには、なかなかゴルフをするようになりませんか。協定を結んだら、かなりの広場が確保できていいんじゃないかなと思うんですけど、これはどうなのでしょう。こういう協定を結んでいるんですか。分からない。分からないということは、多分、結んでいないですね。だから、そういうことも考えたら、かなり助かりますよね。場所的に広いし。よければ、そういうことも考えてほしいなと思います。

それから、例えば、地震が起こった後で感染症とか、病気のことが、かなり気になります。そのときに保健所はかなり力を発揮すると思うんですけども、保健所の耐震とか、

そういうものは大丈夫ですか。それから津波対策。

福良保健福祉政策課長

今、資料を手元に持っていないんですが、確か、保健所につきましては、耐震はできていると思います。

西沢委員

津波は。浸水対策。

福良保健福祉政策課長

すみません。その関係の資料は持っていないんですが、沿岸部については、何メートルというデータを持っておりません。申し訳ございません。

西沢委員

地震が起こって、中核になるものは絶対に被害があったら駄目なんですよ。だから、今までは学校とか、警察とか、そういうところのものは抽出されてきましたけれども、保健所なんかはもう中核ですよ。耐震はしていても、津波で保健所がつかってしまったら、全く機能せず、終わりですね。そういうところも含めて、対策をきちんとしておかなければいけないのじゃないかなと。急に言いましたから、これはちょっと考えていなかったのか分かりませんが、そんなことを含めて、本当に地震が起こった後の重要施設というのは、絶対に確保しておかなければいけないと思います。

福良保健福祉政策課長

保健所の耐震化につきましては、平成21年度から平成26年度にかけて、全ての保健所で耐震化ができております。

西沢委員

耐震の場合は、重要施設と普通の施設、例えば、病院だったら安全度が1.何倍とか、警察だったら1.何倍とか、普通のところは1.0にして、安全度が何割か上がりますよね。保健所はどうかですか。重要施設になって、耐震の在り方は、安全度は上がっているんですか。

福良保健福祉政策課長

申し訳ございません。ちょっと詳細のデータは持ち合わせておりません。

西沢委員

本当に絶対に地震で潰れたら駄目、津波でつかっては駄目という所を共有しとかなければいけない。地震では安全度があるんですけど、津波は安全度がないんです。津波は最高でこれだけ来るだろうとかいう程度で。でも、津波で絶対つかったらいけない施設があるんです、今の保健所のように。そういうところは、今までの津波で最高でここまで来る

という話になっているけれど、最高点は、だんだんだんだん変わってきてよるからね。計画は何回も変わっている。だから、そういう意味からいえば、津波に対しても安全度みたいに、基準をもう一つ上げるような基準が要るんじゃないかなという気がしてならない。警察とか、病院とか、保健所とか、絶対に後から必要なものに対しては、絶対につかっちゃ駄目、絶対に潰れたら駄目という津波の場合の安全度も要るのかなと思ったりするんです。そういうものも検討してほしいなと思います。

浪越委員

一般質問でしたか、榊教育長から、三好寮について施設を今後検討するに当たって、一人部屋という答弁があったと思われませんが、このことは、私個人的には感染症対策をもって、一人部屋を検討し始めるのかと、そのように認識をいたしました。どうでしょうか。

矢田教育次長

浪越委員から寮の感染症対策として一人部屋を進めていくのかという御質問だと思います。既存の寄宿舎におきまして、設備面、それから運用面の双方において、感染対策の充実を進め、二人部屋でも安心な住環境を整えていると考えておりますが、委員から、今、お話がありましたように、個室化につきましては、感染症対策について、更に高い効果が期待できると考えております。

また、生徒の多様化が進む今の時代におきまして、プライベート空間の確保を図るという観点からも、今回、新たな寄宿舎を整備するという事で、それに当たりまして、一人部屋の個室にすることといたしたということでございます。

浪越委員

対策というのは、皆さんも御存じのとおり、事前に今後、考えられることに対して、何か対策をとる。もちろんそれに準備をするという意味合いと思うので、私もそのことについて賛成でございますが、昨年ですか、海部新規の寮のしゅん工式に行かせていただきました。その時のお話を聞いた中では、二人部屋だったと思われまして。

ただ、コロナが始まる前とは、感染症が広がる前でございますので、設計段階で、多分、それが徳島寮にしても、美馬寮にしても、同じような流れの中で、二人部屋というのは基本にあったと思うんです。

今回、答弁いただけたとおり、対策をしていただけるということで、一人部屋というのが、今後、これからのスタンダードになっていくんじゃないかと思われまして、現在、答弁いただきました二人部屋でも対策はとられておりますと。確かにとっていただいておりますと、そのように私は感じておりますが、一点だけ、これは矢田教育次長のところでないかも分かりませんが、今、感染症対策をしながら、社会経済活動を進めていくお話がどこでもあります。でも、子供たちにとって、教育現場で過ごす時間って本当限られた時間だと思うんです。経済活動ではないと思われまして、高校はこの4月からは対応が全て変わってきていると思います。寮においても、その状況の中で子供たちには大人と同じように、社会活動、要するに協力活動ができる準備をしていただきたいと、私はそのように思

いますので、是非とも一人部屋というのは、感染症対策で必要だという御見解であるならば、現状の寮の中でおられる方にも、そのあたりを考えていただきたい。それをなぜ申し上げますかという、濃厚接触者の一般家庭でいえば、例えば同居している人は濃厚接触者になりまして、それ以外、学生寮でいえば同部屋は濃厚接触者扱いになると、私はそのように認識をしております。でも、寮という特殊な環境の中でいる限り、全てが対象となり得る状況になる。これも今のところあり得るかと思われまます。そうしたところのきちんとした基準というものを設けていただきたい。国に準じて、濃厚接触者扱いで子供たちの教育活動を止められるのであれば、そのとおりでと思います。ですから、そういった意味でも、二人部屋になって、陽性になったら濃厚接触者扱いになるんです。それがまた一人増えたら、また寮全体が濃厚接触者扱いとなって、限られた時間を過ごせない時間が訪れてきます。これはもうここで終わりにしたいと思っておりますので、是非とも、一人部屋、これは感染症対策の中で必要とされますので、どうか、その検討を含めて進めていただきたい。

矢田教育次長

まず、既存の寄宿舎の感染対策の状況について御説明させていただきたいと思っております。既存の寄宿舎では、感染症対策として、隔離室を確保するとともに、自動検温器の増設ですとか、食堂への空気清浄機、それからサーキュレーターの導入、洗面所やトイレへの自動水洗の増設等の設備面の充実に加えまして、体調不良者が生じた場合の対応として、ゾーニングを強固にし、宿舎内での感染拡大を防止するため、体調不良者用のシャワー室やユニットトイレの整備を、現在、進めております。二人部屋でも安心な住環境を整えるために、現在、努力をしているところでございます。

また、学年や生徒の状況によりまして、空き部屋を一人部屋としている状況もございます。委員からお話のありました個室化につきましては、感染症対策において効果が高いと考えられますが、現在、既設の寄宿舎の二人部屋を個室化する場合には、大規模な改修となることや、工事に長期間を要するために、寮生の待機が必要になるといったこともございます。

現在のその建物の中で、個室にするということになりますと、空間は非常に狭小になるといったような、現状としてはそういった課題がございます。こうした課題に対しまして、どのような対応が可能なのか、検討が必要だということで、十分認識をしているところでございます。

今後の既存の寄宿舎の感染症対策を含めまして、どのような工夫や対応が可能か、引き続き、学校との連携の下、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

岩丸副委員長

ほかにございますか。

この際、委員各位にお諮りします。

ただいま扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

住宅の耐震化のことを、一つお尋ねします。特に、危険な家屋に住んでおられるのに、建て替えや改修ができない人、しない人というのも残っていると、見通しが立たない人も相当おると思うんですが、どのくらいそういう需要があるかというのは把握されてますか。

早澤住宅課建築指導室長

耐震化の需要の把握についての御質問でございますが、例年、耐震化予算を計上する場合に、市町村にヒアリングを行いまして、その地域の実情を把握しながら、件数を計上しております。

扶川議員

数字はありますか。

早澤住宅課建築指導室長

建て替えや改修ができない人などの戸数は、市町村も把握はできていないと考えております。

扶川議員

そういう所については、最低でも耐震ベッドみたいなことをするべきだということ、ずっと以前から申し上げてきたんですけど、なかなかこれも負担が大きい。一つは、ベッドについては、福祉の観点で介護ベッドがレンタルされているように、すぐに避難できないような高齢者や障がい者など、どうしても家でいなければいけない場合はレンタルするのも方法だと思うんですけど、それについては、どのようにお考えですか。

宮本長寿いきがい課副課長

ただいま扶川議員より、耐震機能を備えました介護ベッドが介護保険の対象となるかについての御質問がございました。これにつきましては、申し訳ございませんが、ただいま手元に資料がございませんので、調べさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

扶川議員

また、お願いいたします。例えば生活保護を受給されているような生活困窮の世帯でしたら、建て替えや改修はおろか、何万円という単位の自己負担で補助があっても、ベッドを買うということができないんです。そういう方にはレンタルするという方法だと思いま

すので、是非、進めていただきたいと思いますとお願ひしておきます。

それから、そこまでいかななくても、家具が倒壊してけがをする高齢者、障がい者というのがたくさん発生するおそれがあります。それに対する対応で、新しく何かやるというお話を聞きましたので、説明してください。

早澤住宅課建築指導室長

家具等の固定に関する新しい事業の概要についての御質問でございますが、地震から命を守るためには、耐震化と合わせて、家具の転倒防止対策などの減災化が必要と認識しております。本県におきましては、平成18年度から住宅の耐震化において、1.5メートル以上の高さの家具の固定を補助要件として、家具の転倒防止対策を進めているところでございます。

また、本年度より、助かる命を助ける減災化を促進するために、減災化支援事業を創設したところでございます。具体的な内容につきましては、高齢者の方、要支援・要介護が必要な方、身体障がい者の方など、家具の固定が自力では困難な方がいる世帯を支援対象として、家具の固定あるいは避難経路を確保するための間取りの工夫、窓ガラスの飛散防止フィルム貼りなどの対策の支援を行っております。

扶川議員

一斉にやるのではなくて、順次行っていくということなんですが、その対象数をどの程度把握されているのか分かれば、教えてください。

早澤住宅課建築指導室長

対象戸数についての御質問でございますが、これも先ほど同様、全体戸数については現在把握しておりません。

ただ、今年度につきましては、総務省の住宅土地統計調査の推計あるいは市町村の要望を踏まえまして、相談員の派遣と、減災化対策の支援事業、それぞれの必要戸数を計上しております。

扶川議員

どこにどこの何戸というのを分かれば、教えてください。

早澤住宅課建築指導室長

全体の戸数としましては、相談員の派遣は1,600戸、その相談員の派遣を受けまして、家具固定の実務をする作業430戸、今年度予算を計上しております。

扶川議員

徳島市と板野町という自治体名は聞いているんですけど、全県ではもっとたくさんあると思うんです。順次進めていっていただきたいと思いますと思いますが、予算が足りないのであれば、しっかり付けて、早くやらないといつ来るか分からないわけですから、進めていただきたいと思います。

家具の固定を自力でやれる人であっても、私なんかも自分でやろうということでもやりかけたことがありますけれど、どのくらいのサイズのネジあるいはボルトを付けたらいいのかということから始まって、なかなか見当が付かないんです。聞きましたら、徳島県立防災センターなんかへ行くと、そのあたりを指導してくれるというふうな話を聞きましたので、本当に自力でやれる県民が、実際に現場でものを見て、実体験できるぐらいの支援をしないとなかなか進まないと思う。そのことをやっているんだということを広報していただかないと、またこれも進まないと思うんです。そのあたりどのようにしていただけるか、教えてください。

鈴江とくしまゼロ作戦課事前復興室長

先ほど、扶川議員からありましたように、徳島県立防災センターの中に家具固定コーナーというものを設置しております、自由に閲覧するとともに、紹介もさせていただいております。それで実際、どういうふうにするのかということで、徳島県立防災センターで防災サポーターという制度を設けまして、いわゆる防災士の方が、防災サポーターになりまして、直接、この来館された方に固定方法のレクチャーや各種イベントの運営等で協力していただいたり、教えるサポートなどをしたり、また、広報等に努めておるところでございます。

それで、例えば令和3年度でしたら、津波防災の日のメモリアルデイに来館者に対して、そういうふうな家具の固定方法とかいうものをやったりとか、そういうような行事があるごとに、啓発に努めているところでございます。

扶川議員

これも県民の体を守るために急ぐ必要があるのですが、行事ごとにやるのは、当然、またやっていただきたいんですけど、うんと広報して、どんどん来てください、実習、やり方を現場でちゃんと教えますよということを周知した上で、市町村でそういうサポーターも養成できれば、市町村でも講座開くとか、いろんなことができると思うんですよ。もっと枝を張って、たくさんの方がこれを受けられる仕組みを急いで作って進めていただきたいと思いますが、どうでしょう。

鈴江とくしまゼロ作戦課事前復興室長

こういうような家具の固定とか、耐震について県民の皆様に広く広報して、皆さんに実際やっていただく非常に重要なことでございますので、こういうようないろんな行事とか、広報とかを含めまして、市町村とも協力しまして、更なる住民への周知をやってまいります。

扶川議員

あと、ボランティアでいきますと、社会福祉協議会でマッチングの時間がありまして、1時間、長いときでは、私も2時間ぐらい待ったことがありますけど、これはボランティアの人は偉いのでずっと待っているんです。前もどこかで議論したと思うんですけど、今のコンピューターを使ってプログラミングなんかを開発して、もっと迅速にどういうもの

が、あるいは、どういう人がどこに求められているかということ、県が今度拠点を作るわけですから、拠点と、それぞれの社会福祉協議会とやってきたボランティアの間でもスムーズに情報の共有ができて、段取りが早く進められるようにすべきだと思うんですけど、これも何か今年度そういう事業を考えておられるということなので、説明してください。

福良保健福祉政策課長

扶川議員から、災害ボランティアセンターのICT化の関係についての御質問だと思います。災害ボランティアセンターの役割分担について、まず、御説明させていただきたいんですが、災害ボランティアセンターにつきましては、大規模災害時に開設されることになっておりまして、ボランティアセンターの力を借りて被災者支援や復旧・復興に向けた地域支援を行うための組織となっております。被災市町村に設置されるのが市町村災害ボランティアセンターとなっております、そういった点では、被災者が必要とする支援とかの把握であったりとか、ボランティアの受付コーディネーターとかをしております。

県災害ボランティアセンターでは、県内の災害ボランティア情報の収集とか、発信、あと市町村センターの支援であったりとか、県の災害対策本部、県内外の関係機関、報道機関との連携とか、あと他の都道府県の社会福祉協議会とか、ボランティア関係機関とのボランティア支援スタッフの要請、受入調整等をそれぞれ担う機能になっているところでございます。

本県では、徳島県の災害ボランティア活動支援方針に基づきまして、県災害ボランティアセンターの設置運営の主体を県社会福祉協議会が行っておりまして、設置場所は県立総合福祉センターと定めております。

先ほど話がありましたように、過去、全国の開始された災害ボランティアセンターで、全国から多くのボランティアが参加されて、受付で当日必要なボランティアの人数分の受付も行ってたということで、例えばボランティア保険に加入している確認とか、することもたくさんありまして、受付を済ますのに2時間ほど待たされたといったボランティアもいたと聞いております。

また、ボランティアセンターには、多くのボランティアが集まるということで、受付に対応する人員もたくさん割かなければならないということになりまして、さらに、受付業務以外にも被災状況の調査であったりとか、ボランティアの必要人員の調査なども行うということ、紙での情報報告でかなり行っているところでございます。被災状況の把握や被災地のボランティアニーズの決定など、人員と時間を割くということになっているような状況でございます。

そこで、本県では令和2年6月に、サイボウズ株式会社と県の社会福祉協議会とが協定を締結しまして、ボランティアセンターのICT化に取り組んでいるところでございます。例えば、災害ボランティアの事前登録であったりとか、支援業務とのマッチング、被災状況調査のクラウド化による情報管理であったり、オンライン上での業務、他の自治体の社会福祉協議会が代行できるようなシステムであったりとか、被災状況のオンライン上での閲覧ができるようになる、さらに、それを専門家のアドバイスをもらえると、こういった機能が、今できるようになっております。

ボランティアセンターのICT化に取り組むことで、受付などの業務が簡素化できて、センターの開設における人員を受付に割く必要が少なく済むことで、ボランティアの支援が的確、さらには、より早く受付ができるようになるように考えております。

当システムにつきましては、県内24の市町村とそれぞれの社会福祉協議会で、既に使用できるようになっております。本システムを多くの市町村とか、社会福祉協議会が使えるようにシステムの活用の訓練であったりとか、具体的なシミュレーションを想定した訓練などを実施して、災害時に、スムーズにボランティア活動等ができるように努めてまいりたいと考えております。

扶川議員

実際に訓練が始まるんですね。どこで始まるのかだけ教えてください。

福良保健福祉政策課長

扶川議員より、ボランティアセンターのシステムの訓練についての御質問でございますが、詳細の内容につきましては、まだ調整中ですので、今現時点で具体的にどこでとかを申し上げる状況にはなってございません。

岩丸副委員長

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

臼杵副教育長

請願1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について、現状を説明させていただきます。

まず、①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現すること、につきましては、県立学校は、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、校舎や体育館などの耐震化を進めてまいりました結果、平成30年度末で県立学校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。

なお、公立小中学校につきましては、現在、耐震化が未完了となっている2棟について、改築を進めていると聞いております。

また、倉庫などの小規模な建物についても、耐震診断の努力義務があるとされておりまして、県立学校については、令和2年度に策定した県立学校小規模建物整備方針に基づき、計画的に耐震化を進めてまいります。

市町村に対しても、計画的な耐震化が図られますよう、指導・助言に努めて参ります。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすること、につき

ましては、県教育委員会では、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針として、学校防災管理マニュアルを作成するとともに、各学校においては、学校防災計画を策定し、地震・津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。

避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための一次避難場所、二次避難場所を設定し、実戦的な避難訓練を繰り返し、学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震などに備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

請願の内容に関する現状は以上でございます。よろしくお申し上げます。

岩丸副委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」という者あり）

それでは、本件については、継続審査すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（簡易採決）

請願第1号の3

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月15日（月）から8月16日（火）までの2日間の日程で、防災対策に関する先進的な取組等を調査するため、広島方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」という者あり）

それではさよう決定いたします。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（12時23分）